

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第307回会議議事録

日 時	令和2年7月2日(木) 午後2時00分～午後3時20分
開催場所	市庁舎18階なみき13会議室
出席者	藤原会長、金子委員、松村委員、齋藤委員、塩入委員、高橋委員、西川委員、久保委員(うち、松村委員、塩入委員はWEB会議システムによる出席)
欠席者	金井委員
開催形態	公開(傍聴者なし)
議 題	<p>1 会長の選出</p> <p>2 会長職務代理者の指名</p> <p>3 部会構成員の指名</p> <p>4 令和元年度答申・審議状況の報告</p> <p>5 WEB会議について</p>
議事及び 決定事項	<p>1 会長の選出</p> <p>(事務局) 議事の進行については、新たに会長が選出されるまでの間、市民局市民情報課長が務めるということでよろしいか。</p> <p>(委員) 了承</p> <p>(事務局) 会長の選出については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、委員の互選によることとされている。会長の選出について意見をお願いしたい。</p> <p>(金子委員) 会長の藤原委員にもう1期お願いしたいと思うがいかがか。</p> <p>(事務局) 会長は藤原委員にお願いするということではよろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし</p> <p>(事務局) 委員の互選により、藤原委員が会長に選出されたので、以後の議事の進行を藤原会長に引き継ぐ。</p> <p>(藤原会長) 当審査会は、審議件数が多い。制度運用調査部会で権利の濫用に対応するルールは決めたが、当審査会の仕事は減っていない。今期からは訴訟法を専門とする委員にも入ってもらったので、一気に解決できる方法を皆で考えたい。</p> <p>2 会長職務代理者の指名</p> <p>(藤原会長) 会長職務代理者については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第3項の規定により、会長が指名することとされている。金子委員に、会長職務代理者をお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>(委員) 了承</p> <p>3 部会構成員の指名</p> <p>(藤原会長) 部会の構成については、第一部会の部会長は引き続き松村委</p>

員、第二部会の部会長は引き続き金子委員、第三部会及び制度運用調査部会は私が部会長を務めることとする。部会の委員は、新たに委員となった塩入委員、齋藤委員は第一部会に、西川委員は第二部会に、それ以外の委員は従来どおりとすることでよいと考えるがいかがか。

(委員) 異議なし

(藤原会長) 部会及び部会長は、次のとおりとする。

第一部会 松村委員(部会長)、塩入委員、齋藤委員

第二部会 金子委員(部会長)、高橋委員、西川委員

第三部会 藤原委員(部会長)、金井委員、久保委員

制度運用調査部会 藤原委員(部会長)、金子委員、松村委員

4 令和元年度答申・審議状況の報告

(事務局) 審査会の審議状況(平成22年度～令和元年度)(不服申立件数及び答申件数、平均処理期間・審議回数、審査会開催回数、情報公開・個人情報保護別の答申件数、答申結果、口頭意見陳述及び実施機関事情聴取の案件数並びに非開示理由該当性以外が主な争点となった答申)、行政文書開示等の処理状況(令和元年度)及び令和元年度の答申状況について報告(資料(2)から(4)までに基づき説明)

(金子委員) 令和元年度に急に答申件数が増えているが、大量請求の影響は今後も続きそうなのか。

(事務局) 日々新たな審査請求が出ている。ひな型の理由書を添付して定型的な決定を行うことについて、昨年度に制度運用調査部会から妥当であるとする答申をいただいたので、今後は、比較的同じパターンで答申を作成していただけないかと考えている。

(金子委員) 危惧していることは会長の言うとおりで。対応を考えてもらいたい。

(藤原会長) 制度運用調査部会でパターン化されたので、長くは続かないと思うが、それでも辛ければ何か考えなければいけない。

5 WEB会議について

(事務局) 「WEB会議について」について説明(資料(5)に基づき説明)

(藤原会長) iPadに格納されるデータは、コピーできないようにしているか。

(事務局) iPadにパスワードを設定し、プリントやインターネット回線への接続をできないようにした上で、委員方にきちんと取り扱ってもらえれば、紛失や破損があっても情報の流出は防げると考えている。

(久保委員) 紙の方が見やすいが、会議室で参加する場合にも、iPadを使うことになるのか。

(事務局) しおりを付すなど工夫したい。

- (藤原会長) いずれにしろ、やってみるということによいか。
- (久保委員) PDF化するアプリにも便利なものがあるので、検討してほしい。
- (藤原会長) 実施機関の事情聴取や審査請求人の口頭意見陳述のやり方について、意見はあるか。
- (松村委員) 大量請求案件を除けば、口頭意見陳述の割合は少ないのか。
- (高橋委員) まとめて実施しているので、大量請求だから回数が多いというわけではない。
- (藤原会長) 事情聴取や口頭意見陳述の相手方である実施機関や審査請求人がWEBで参加する場合の説明がない。
- (事務局) 会議室に来てもらうことを考えている。
- (藤原会長) こういう時世なので、特に審査請求人は、WEB参加を希望するケースも多い気がする。
- (齋藤委員) 案2と案3の違いは、部会長が対面するのと部会長以外の委員が対面するという差なのか。
- (藤原会長) そうである。いろいろ考えられるため、統ルールで運用する方法もあれば、部会や案件によって違うこともあるだろう。
- (塩入委員) 口頭意見陳述について、所定の時間に厳格に実施した方がよいと思うので、相手方のWEB参加はいかがなものか。相手方のWEB参加ができないことを前提とするなら、委員がWEB参加とするのも問題があるのではないか。
- (久保委員) 口頭意見陳述は、できるだけリアルな方がいいと思う。少なくとも会議の定足数はその場にいた方がいい。審査請求人も直に話を聞いてもらいたい気持ちが強いのではないか。
- (藤原会長) 理論的にはWEBでも構わないと考えているが、インターネットの接続状況等に不具合があったときに、その責めを申立人に負わせられないため、そのために会議時間が延々と伸びることは避けたい。
- (松村委員) 口頭意見陳述は、実施する件数も少ないので、最低2人は直接聴くようにし、事情聴取も、最低1人は直接聴いた方がいいと思うが、あとはWEB参加という方法もあるのではないか。
- (藤原会長) 事情聴取のときは部会長が担当の委員を指名し、他の委員はWEB参加ということでもよいのではないか。口頭意見陳述は審査請求人が納得しない、審査請求人もWEBでの陳述を希望するなどの問題がありうるので、事情聴取と口頭意見陳述で対応を使い分けるといった方法もあるかもしれない。
- (事務局) これまでも、事情聴取及び口頭意見陳述は、非公開の会議で、その場での録音を禁止して実施しているところ、WEB参加だと相手が録音しているかも確認できず、近くで他人が話を聞いているかもわからないため、相手方には会議室に来ていただき、非公

	<p>開でやる必要があると思う。</p> <p>(高橋委員) 実施機関は会議室に来てもらうということだが、実施機関の担当者が多い案件では日程調整が大変だった。事案によっては現地からWEB参加してもよい判断があってもよいのではないか。</p> <p>(藤原会長) そういう運用も大いにあると思う。 この件については、あとで意見を集約して確認し、決めていくということによいか。</p> <p>(委員) 異議なし</p>
資料及び特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿 (第11期)</p> <p>(2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会審議状況 (平成22年度～令和元年度)</p> <p>(3) 行政文書開示等の処理状況 (令和元年度)</p> <p>(4) 令和元年度の答申状況</p> <p>(5) 「WEB会議について」に係る資料</p> <p>2 特記事項 次回開催日時 未定</p>

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 会長 藤原 静雄